



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 29 年 1 月 25 日

29 年新春号

No. 37

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 石谷 秀志
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 森福清和・杉本あすか・櫻井善章・森永正樹・小西儀孝



『平等院 鳳凰堂』



『伏見稲荷大社 千本鳥居』



<写真：笠井 慎五 先生>



【29 年新春号 主な内容】

1 面 写真『平等院 鳳凰堂』
『伏見稲荷大社 千本鳥居』
2 面 真奥副支部長あいさつ
支部旅行写真
3 面 寄稿『だんじり祭』
寄稿『支部旅行』

4 面 第 36 回誌上研修
「スキャナ保存制度の概要と、
税理士業務への影響」
6 面 厚生委員会・広報委員会より
7 面 会員の異動
8 面 最新研修ビデオの紹介、
原稿・写真募集、編集後記



ご挨拶

副支部長 真奥 隆

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素は支部の会務運営に対しましてご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成 27 年 6 月の総会におきまして副支部長を拝命されて早や 1 年半が過ぎました。幹事役員をしていたころに比べ会議等で発言する機会も増えましたが、回数を重ねても中々慣れない今日です。

副支部長の所掌としては、厚生・会計を担当しています。厚生的一大イベントといえば、年に一度の支部研修旅行ですが平成 27 年には福岡方面、平成 28 年には京都方面へ行きました。いずれも多くの会員の皆様にご参加いただきありがとうございました。支部研修旅行に関しましては会員の皆様に楽しんでいただけるような旅行先・行程を考えています。ご意見ご要望がございましたらまたお聞かせください。(支部研修旅行については、6 ページをご覧ください。)

他の厚生事業としましては、年 4 回の懇親ゴルフ大会・確定申告反省会後の意見交換会・確定申告説明会後の意見交換会(新年会)・合同研修会後の意見交換会などです。ゴルフ・各意見交換会にも会員の皆様の多数のご参加お待ちしております。

本年は、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されマイナンバーが必要となる最初の年になります。私たちの実務でも 1 月には、法定調書合計表・給与支払報告書・償却資産税申告書の提出、2~3 月には所得税及び贈与税の申告書の提出にも影響があり、スムーズにいかないこともでてくると思います。マイナンバー確認の添付に関して影響を受けない e-Tax の利用がより一層促進されるきっかけにもなるかもしれません。



結びにあたりまして泉大津支部会員の皆様方のご活躍とご健康を祈念しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





だんじり祭

杉本 太平

泉州の祭と言えば、だんじり。ご存じのとおり、泉州各地では9月から10月にかけてだんじりが曳行され、「そ〜りゃ、そ〜りゃ」の掛け声とともに重さ4トンを超えるだんじりが勇壮にまちを駆け抜ける。

私の生まれ育った地域にもだんじりがあり、家の横はだんじり庫屋。太鼓の練習時期になると家が揺れるほどで「子守唄替わりに太鼓の音で育った」と言っても過言ではありません。青年団の頃は団長も務め、祭り前になると四六時中だんじりの事を考えていた時期もあります。大阪府議会議員になった今は、なかなかフルでは参加できませんが、少しの時間でも参加して仲間とワイワイする 때가一番リラックスでき、日常の忙しさや悩みが吹っ飛びます。

さて、だんじり祭は、年齢別で構成される各種団体（子供会、少年団、青年団、後梃子、若頭、世話人など）で運営され、曳き手、鳴り物、舵取り、ブレーキ、交通整理など役割分担がされています。そして祭の何か月も前から団体ごとに準備・寄合（会議）が行われ、各団体の代表者が集まった寄合も何度も行われます。約1か月前からは曳き手、鳴り物、後梃子の練習、走り込み等も始まります。だんじり曳行はフルマラソン以上の距離を走るため、普段運動をしていないとエライ事になるので、実は、私もこの頃から早朝や深夜に走り込みを行います。

何か月も準備をして開催されるだんじり祭ですが、本番は一瞬で終わります。いくら準備をしても当日にはトラブルがあったり、時には揉め事もあったり、“やりまわし”が上手くいかないこともあります。しかし、最後は皆の心が一つになり、いい“やりまわし”も出来るようになります。様々な苦勞を乗り越えた達成感が生まれ、「今年もエエ祭できたなあ」と酒を酌み交わし、数か月にも及ぶだんじりが終わるのです。

現在、だんじり祭は衰退傾向にあります。地域に住む若者の減少、「祭に魅力を感じない、しんどい、年功序列が嫌い」などの価値観の変化、不景気による運営費（寄付）の減少など、様々な要素が考えられます。考えも年齢も違う人が集まって行うだんじり祭は、煩わしいことも多いかもしれません。しかし、地縁、家族の絆が薄れた現在、地域を支え、日本人の精神性を受け継ぐ文化としてだんじり祭の重要性が高まることを願っています。



支部旅行に参加して

岡野 彩可

10月14日（金）15日（土）と支部旅行に参加させていただきました。税理士登録完了から約10日しか経っていない中での緊張しながらの旅でした。泉大津からバスに乗り京都旅。近場ということで気軽に参加することができました。

まずサントリービール工場を見学させていただき、そこから御所への見学。広い砂利道と朱色の柱がとても印象的でした。天皇の日常のお住まいどころ、まさに雅でした。それにしても初っ端から死ぬほど歩きました。お昼にお酒も飲んでいるというのにみなさんとても体力があります。驚きました。

そして、下鴨神社に行きました。十二単衣特別参拝がとても美しく見入ってしまいました。すごく重そうで動き辛そうですが、写真や絵でした見たことがなかったですし、このような参拝は自分で参加するにはハードルが高いので、今回この旅行で来れたことは本当に貴重な経験ができたなと思いました。

夜は、旅館で食べきれないほどのお食事と、舞妓さん。綺麗な着物に真っ白な肌に真っ黒な髪の毛と色っぽいお化粧。これもまた普段経験できないことで、この旅行で楽しみにしていたところです。花名刺をいただき「まいこだけにまいこみすえ〜」と言われ、ニヤニヤデレデレしていました。同じ人間を見ているとは思えない感覚で、ずっと見つめていました。

本当に貴重な経験がたくさんできた旅行でした。支部の先生方も、とても優しくお話ししてくださって最初はとても緊張していましたが、楽しく過ごすことができました。旅館のお部屋でも仲良くしてくれた女性の先生方、本当に感謝しています。ありがとうございました。これからもよろしくお願いします。





第 36 回誌上研修

スキャナ保存制度の概要と、税理士業務への影響

研修委員 露口 和夫

I 【はじめに】

近年、電子商取引や電子マネーなど様々な場面で電子化が進んでいます。

一方、税務書類などは、紙での保存が原則とされ、電子化が非常に遅れているといわれております。電子帳簿保存については多少進展をしているものの、特に「スキャナ保存」については、金額基準が厳格であるなどの理由から、普及が遅れておりました。

しかし、平成 27 年・28 年度税制改正で、スキャナ保存制度は大幅改善され、今後業務の標準となるといわれております。平成 29 年 1 月 1 日より、新制度が実質スタートします。

II 【スキャナ保存制度導入のメリット】

①税務調査の対応効率化のメリット

スキャナ保存を導入し、タックスコンプライアンスを強化した企業の場合には、調査間隔の延長や調査日数の短縮などのメリットを享受する企業が散見されます。

◎「スキャナ保存」導入前（従来の）税務調査

大量の書類を運搬する等の事前準備や調査官の求める資料のコピー対応、証憑探し等の調査対応に多くの時間が必要でした。

◎「スキャナ保存」導入後

PC とプリンターさえ用意しておけば、調査官が帳簿で検索した際に、紐づけされた証憑をそのまま印刷すればよいので、税務調査への対応時間が大幅に短縮されます。

調査官も待ち時間等が不要となるため、相互に効率化（時間短縮）が図られます（事前準備・コピー対応・後片付け等の業務工数が約 95%削減された企業もあります）。

②保管コスト・運搬コスト等の削減メリット

各営業所からの本社への運搬コストについても、大幅に削減されることになります。また、本社における保管倉庫コスト・事務所等のキャビネットやその家賃等についても大幅に削減されます（保管運送コストは数千万円～数億円の削減になると考えられます）。また、紙での保管ではなくなるため、紛失リスクの削減等にもつながると思われれます。

③監査（外部監査・内部監査）分野でのメリット

スキャナ保存制度を活用すれば、証憑と帳簿が紐づけされます。そのため、従来であれば伝票や元帳を監査し、その後証憑を探すといったことが必要でしたが、伝票と証憑が同時に確認できるようになるため、検索・問合わせへの対応が大幅に改善されます（10 倍の効率化になり、作業工数が 85%カットできた企業の例もあります）。

④リスク対応（BCP『事業継続計画』）のメリット

「事業継続計画（BCP）」というキーワードで注目されている、地震や火災といった災害などがあっても速やかに事業を復旧させることが出来る仕組みを考える上でも、紙文書の電子化は重要な意味を持ちます。保管している膨大な紙文書を非常時に持ち出すことは現実的には困難ですが、これを電子化し、バックアップを作成することで分散管理が可能になるためです。文書の電子化・活用は企業のリスクマネジメント強化にもつながります。

III 【スキャナ保存制度の 8 要件】

①入力要件：以下の（１）もしくは、（２）のどちらかで入力、一般書類は（３）を含む。

（１）早期入力方式

書類の作成または受領後、経理担当者が“速やかに（1 週間以内）”スキャン・タイムスタンプ付与（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する規則（以下、「規則」という）3⑤一イ）。

※スマホ・デジカメの場合：書類の作成または受領者が、作成・受領後“特に速やかに（3 日以内）”に署名、タイムスタンプを付与することが必要（規則 3⑤二ロ）。

（２）業務処理サイクル方式

業務の処理に係る通常の期間（概ね 1 か月程度までの業務処理サイクルであれば、通常の期間として取り扱うこととされています。）を経過した後、速やかにスキャン・タイムスタンプ付与（規則 3⑤一ロ）。

（３）適時入力方式【一般書類のみ】

口座振替依頼書、注文書、見積書等の一般書類は、入力期間の制限なく適時に入力できます。



②適正事務処理要件（規則 3 ⑤四）以下の体制が必要。

【一般書類】にはこの要件は不要。

（１）相互牽制：相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制。

但し、小規模事業者の特例あり。次の「（２）定期的なチェック」を税務代理人がすることで体制を簡略化《（企業の担当者＋税務代理人）の２名での導入が可能となります》。

（２）定期的なチェック：各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続き。定期的なチェックを終了するまで、原本は本店・支店・事務所等で保存します。

（３）再発防止策：各事務処理不備の場合の、報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制。

③電子計算機処理システムの要件

（１）スキヤナの解像度・階調（規則 3 ④）

（２）タイムスタンプ（規則 3 ⑤二ロ）

※タイムスタンプとは、一般社団法人日本データ通信協会が定める基準を満たすものとして認定された時刻認証業務によって付与され、その有効性が証明されるものです。認定を受けたタイムスタンプ事業者には、「タイムビジネス信頼・安心認定証」が交付されます。

（３）読み取り情報の保存（規則 3 ⑤二ハ）

（４）バージョン管理（規則 3 ⑤二ニ）

④入力者等の情報の確認

国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者、またはその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと（規則 3 ⑤三）。なお、平成 27 年度税制改正で、スキヤナで読み取る際に入力者等の電子署名が不要となりました。

⑤スキヤニングした書類と帳簿との関連性の確保（規則 3 ⑤五）

国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と、その国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互に**関連性を確認**することができるようにしておくこと。

「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に**伝票番号、取引案件番号、工事番号**等を付し、その番号を指定することで、関連性を確認出来ることをいいます。

⑥可視性の確保（規則 3 ⑤六）

映像面の最大径が 14 インチ以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付ける等。

⑦システムの概要書等の備え付け（規則 3 ①三、同 3 ⑤七）

システム基本設計書、システム仕様書、操作マニュアル等の備え付けを行うこと。

⑧検索機能の確保（規則 3 ①五、同 3 ⑤七）

取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定できること等。

IV 【スキヤナ保存の申請】

①提出期限・提出書類

保存義務者は、スキヤナ保存を開始する日の 3 か月前の日までに、申請書・添付書類を所轄税務署長等に提出しなければなりません。

※「3 か月前の日」とは、◎H29 年 5 月 1 日から開始する場合

⇒H29 年 1 月末日までです。

（１）申請書：申請書に「承認を受けようとする国税関係書類の種類」「コンピュータ・スキヤナ等装置の概要」などを記載します。

（２）添付書類：以下の書類を添付します（規則 5 ②）。

１：電子計算機処理システムの概要

２：電子計算機処理に関する事務手続の概要

「スキヤナによる電子化保存規定」：国税庁 Q&A に掲載あり

３：申請書の記載事項を補完するために必要となる書類等

「適正事務処理規定」：国税庁 Q&A に掲載あり

V 【税理士業務への影響】

①原始証憑のスキヤナ保存と同時に、自動仕訳計上する機能の拡充：記帳代行業務の減少

②小規模事業者での、税務代理人による「定期的なチェック」業務の増加

③スキヤナ保存制度導入企業の税務調査の立ち合い等への対応

以上



支部旅行に参加してみませんか。

厚生委員会

泉大津支部では、毎年秋に支部旅行を開催しています。

支部旅行は、普段あまり話をされない会員先生と話をしたり、普段接している先生方の違った一面が見られたりと、会員相互の親睦を深めるという意味もあります。時には仕事に役に立つ情報が入ってきたりもするかも知れません。

行き先、旅行行程、宿泊先等については厚生委員会を中心に検討しています。

多くの方が参加して頂ける様に、様々な工夫を凝らしています。

また個人では入れないところに団体として申し込んだり、工場見学や税務署訪問などの企画もしています。有名なゴルフ場でのプレーを楽しめたり、普段では泊まらない?一流ホテルなどに宿泊したりするところも魅力の一つです。

旅行代金としては正直決して安くはないと思いますが、大阪奈良税理士協同組合からの補助もあり、実費以上の価値があると思います。

参加されたことがない先生も、一度支部旅行に参加してみませんか。

＜過去の支部旅行一覧＞

年 度	日 程	行 先	参加人数
平成 16 年度	11/5～1 泊	熊野古道	25 人
平成 17 年度	10/14～1 泊	大山等、皆生温泉	28 人
平成 18 年度	10/13～1 泊	長良川温泉方面	27 人
平成 19 年度	10/13～2 泊	韓国(釜山・慶州)	17 人
平成 20 年度	10/19～1 泊	桜島・知覧方面	28 人
平成 21 年度	10/18～1 泊	鳥取・三朝温泉方面	30 人
平成 22 年度	10/17～1 泊	四国・高知方面	24 人
平成 23 年度	10/16～1 泊	韓国(済州島)	21 人
平成 24 年度	10/14～1 泊	東京方面	21 人
平成 25 年度	10/19 日帰り	伊勢神宮	27 人
平成 26 年度	10/17～1 泊	広島方面	24 人
平成 27 年度	10/25～1 泊	福岡方面	26 人
平成 28 年度	10/14～1 泊	京都方面	27 人



【支部会員名簿について】

会員先生方のご協力により、支部会員名簿を無事に更新発行することができました。

お忙しいところ、記入用紙やお写真の送付、ありがとうございました。

<入 会>



H28.8.25 藤井 宏尚 先生

登録番号：133287

生年月日：昭和 42 年 6 月 6 日

泉大津市東豊中町 3-22-1

堀茂樹税理士事務所

TEL：0725-46-3351 FAX：0725-43-5241



H28.8.25 西岡 運儀 先生

登録番号：133395

生年月日：昭和 30 年 9 月 10 日

和泉市井ノ口町 2-20-401

TEL：0725-92-9899 FAX：0725-92-9899



H28.8.25 赤坂 俊次 先生

登録番号：133335

生年月日：昭和 30 年 3 月 16 日

泉大津市小松町 8-3

TEL：0725-51-7021 FAX：0725-51-7031



H28.9.22 小柳美由紀先生（堺支部より）

登録番号：87756

生年月日：昭和 43 年 5 月 10 日

高石市東羽衣 3-5-5

マイクロソリューションビル 2 階



H28.9.27 岡野 彩可 先生

登録番号：133755

生年月日：昭和 63 年 12 月 16 日

泉大津市豊中町 2-5-7

森永牧雄税理士事務所

TEL：0725-22-3951 FAX：0725-22-0213



H28.8.25 手島 達也 先生

登録番号：133383

和泉市いぶき野 1-19-13

TEL：0725-24-4285

FAX：0725-24-4285



H28.8.25 吉田 弘継 先生

登録番号：133386

生年月日：昭和 32 年 4 月 14 日

泉大津市東助松町 2-1-28

藤原マンション 3 階 301 号

TEL：0725-90-4760 FAX：0725-90-4761



H28.9.27 内山 雄策 先生

登録番号：133764

生年月日：昭和 25 年 11 月 17 日

高石市千代田 2-3-26

TEL：072-261-7377 FAX：072-261-7377

H28.9.1

税理士法人小柳会計事務所 高石支店

高石市東羽衣 3-5-5 マイクロソリューションビル 2 階

<転 出>

H28.9.14 藤本賢治先生 北支部へ



保険事業

全国税理士共済会

～暮らしと事業の安心保険。充実したプランで関与先を応援～
VIP大型総合保障制度
～少子高齢化時代の公的年金を補完。豊かなエグザイティブを実現～
全税共年金

近畿税理士企業共済会

～企業の健全な発展のため～
総合事業保障プラン

その他

団体所得補償保険、団体医療保険、自動車保険、火災保険
ゴルフ保険

積立年金事業

～税理士及びその従業員が加入できる拠出型企業年金保険～
阪奈積立年金制度 ※満71歳まで加入できます。

共済制度

～個人事業主または会社役員等の退職金にそなえる～
小規模企業共済制度
～中小企業の退職制度にそなえる～
経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）
～従業員の退職金にそなえる～
中退共（中小企業退職金共済制度）

あっせん事業

～多方面にわたる業務提供。組合員特典を是非ご活用ください～
税理士業務 / 不動産 / 税理士カード・ローン /
健康（PET検査など）/ レクリエーション（旅行・運動など）/
その他（生活雑貨、衣料品、ゴルフ、カーリース、セキュリティなど）
※一部WEB販売（書籍、電化製品など）



大阪・奈良税理士協同組合

万全のサポート体制で組合員のさらなる発展を支援します！



〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4（近畿税理士会館11F） TEL（06）6941-6868/FAX（06）6947-2800

最新研修ビデオの紹介

<マルチメディア研修（日税連）>

「平成 28 年度税制改正について」

「平成 28 年分国税関係手続におけるマイナンバー実務」

「マイナンバーを取り扱うに当たっての個人情報保護法上の留意点」

「中小企業等経営強化法に係る経営革新等支援機関の実務的内容について」

<プロフェッショナルセミナー>

「税理士がサポートする事業承継～種類株式・信託・一般社団などを活用した自社株式の引継ぎの留意点を含めて～」

<近畿税理士会主催>

書面添付制度研修会「改正個人情報保護法及び番号法に関する研修会」

中小会計指針・中小会計要領の解説に関する研修会
地域研修会「危険がいっぱい、相続実務と相続対策～税理士が知っておくべき問題事例～」

地域研修会「平成 28 年度消費税改正の最新情報～高額特定資産を取得した場合の特例を中心に～」

地域研修会「消費税実務事例の検討と平成 28 年度消費税法改正の最新情報」

倫理研修会「①税理士の義務・責任について

②懲戒処分に係る非違事例について」

中小企業支援施策研修会「中小企業等経営強化法と事業承継」

<全国統一研修会>

「相続税の重要ポイント（受任、評価、申告）」

「プロから寄せられた難問 パート 4

①遺言より便利？な死因贈与契約の利用法

②個人の事業再生と債務免除益の課税関係」

「最近の国際課税の状況」

「オーナー貸付金の相続問題及び対処方法」

「特例選択届出書の再確認と還付請求手続の実践演習」

「改正消費税／税理士の職業倫理」第 1・2 部

「資本的支出と修繕費」

「販売促進費を巡る税務上の留意点」

「譲渡所得課税の全体像―基本原理から個別事例まで―」

「誤りやすい住宅税制 Q & A～住宅ローン控除から空家に係る譲渡所得特例まで～」

「最近の税務判決はなぜ誤るのか～各税における問題・疑問判決等を検証する～」

<法学ゼミナール>

「租税法をどのように解釈するか～判例等からみる文理解釈の現実と幻想～」

「租税手続法の概要と諸問題」

<大阪・奈良税理士協同組合主催>

「取引相場のない株式の評価と評価明細書の記載要領」

「税理士が知るべき民法・相続法の最新動向」

原稿・写真募集!!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい場所が好ましいです。夜景等は、わかりにくい傾向があります。また、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合がありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL : 0725-33-7400

FAX : 0725-33-7405

e-mail : izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp



編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。

現広報委員での最後の支部だよりとなりました。昨年 11 月には会員先生皆様方のご協力により、8 年ぶりに会員名簿も発刊する事が出来ました。

さて、平成 29 年の新春号はいかがでしたでしょうか？

副支部長の真奥先生のご挨拶では、会員相互の親睦の必要性を実感しました。

杉本先生の『だんじり祭』では共感された先生が多かったのでは。

また、露口先生の『スキャナ保存制度の概要と、税理士業務への影響』では、税法改正以外の時代の変化についていくのが大変だと思われる先生がほとんどではないでしょうか。

8 年ぶりに発刊した会員名簿はいかがでしたでしょうか？

ご寄稿にご協力いただきました、会員先生方にお礼申し上げます。

まもなく繁忙期を迎えることとなりますが、ご健康に留意され、益々のご事業のご繁栄を祈念申し上げます。(Y.S)